

平成20年度 社会保障費 ——解説と分析——

国立社会保障・人口問題研究所 企画部

2010年（平成22年）11月12日「平成20年度社会保障給付費」^①を公表した。本稿では第1部で公表結果の解説を行う。第2部では社会保障給付費とSNAの関係について説明する。

第1部 解 説 編

I 平成20年度社会保障給付費の概要

- 1 平成20年度の社会保障給付費は94兆848億円であり、過去最高となった。対前年度増額は2兆6,544億円、伸び率は2.9%で、近年では平成13年度（4.2%）に次ぐ高さであった。
- 2 社会保障給付費の対国民所得比は、平成19年度を2.61%上回る、26.76%となった。
- 3 国民1人当たりの社会保障給付費は73万6,800円で、対前年度伸び率は3.0%であった。
- 4 社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」の部門別にみると（表1）、「医療」が29兆6,117億円で総額に占める割合は31.5%、「年金」が49兆5,443億円で同52.7%、「福祉その他」が14兆9,289億円で同15.9%であった。
- 5 「医療」の対前年度伸び率は2.3%であった。平成20年度は診療報酬改定が△0.82とマイナス改定であった一方、老人保健・後期高齢者医療制度^②、組合管掌健康保険等で増加し、全体では6,654億円の増加となった。平成20年度に老人保健制度から移行した後期

高齢者医療制度は、制度が異なるために単純な比較は難しいが、老人保健は平成14年度10月から対象年齢引き上げに伴い受給者数の減少傾向にあったが、平成18年10月に75歳への引き上げが完了し、平成20年度は受給者数が対前年度比1.8%となり、結果として医療給付も増加したものと考えられる。

- 6 「年金」の対前年度伸び率は2.6%であった。増加に最も影響を与えたのは、国民年金（寄与率68.72%）、次いで厚生年金（寄与率21.89%）であり、両制度ともに受給者の増加により給付が増加した。また、厚生年金基金等（寄与率11.12%）は厚生年金基金数の減少の程度が緩やかであったため、給付が増加した。公的年金給付全般については、平成19年度の物価スライドは0.0%^③、および老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢（男子）^④が据え置かれる中で、受給者数の増加により平成19年度2.0%を上回る伸びとなつた。
- 7 介護保険、児童手当、生活保護、雇用保険、社会福祉などからなる「福祉その他」の対前年度伸び率は5.1%であった。増加に最も影響を与えたのは、介護保険（寄与率40.52%）、次いで社会福祉（寄与率33.87%）である。介護保険は対前年度伸び率4.6%となつた。

表1 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	平成 19年度	平成 20年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 914,305 (100.0)	億円 940,848 (100.0)	億円 26,544	% 2.9
医療	289,462 (31.7)	296,117 (31.5)	6,654	2.3
年金	482,735 (52.8)	495,443 (52.7)	12,707	2.6
福祉その他	142,107 (15.5)	149,289 (15.9)	7,182	5.1
介護対策（再掲）	63,727 (7.0)	66,669 (7.1)	2,942	4.6

注) () 内は構成割合である。

た。平成20年度には制度改正がなく、受給者数の伸び（対前年度比3.9%）によるものと考えられる。一方、社会福祉は対前年度比8.4%の伸びであり、障害者自立支援給付費の増加等が主な要因である。

機能別（表2）で最も大きいのは老齢年金や老人福祉サービス給付費などからなる「高齢」であり、47兆2,649億円、総額に占める割合は50.2%であった。2番目に大きいのは医療保険や老人保健などの医療給付などからなる「保健医療」であり、29兆521億円、総額に占める割合は30.9%であった。これら上位2つの機能分類の合計が、総額の81.1%を占めている。

対前年度伸び率では「障害」が7.1%と最も高いが、これは障害者自立支援給付費負担金うち介護給付費・訓練等給付費（寄与率44.52%）、障害者自立支援対策臨時特例交付金（寄与率43.63%）⁵⁾が主な増加項目である。また、「失業」が対前年度比で5.2%、「生活保護その他」も3.5%増加し、いずれも平成19年度にはマイナスの伸びであったものがプラスに転じている。これらは、景気後退による雇用環境の悪化などを背景として、一般求職者給付の受給者数の増加、および生活保護の被保護世帯数の増加が影響している。そのほか、給付費全体の伸びに最も影

表2 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成 19年度	平成 20年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 914,305 (100.0)	億円 940,848 (100.0)	億円 26,544	% 2.9
高齢	457,900 (50.1)	472,649 (50.2)	14,749	3.2
遺族	65,755 (7.2)	66,298 (7.0)	542	0.8
障害	27,760 (3.0)	29,720 (3.2)	1,960	7.1
労働災害	9,738 (1.1)	9,620 (1.0)	△118	△1.2
保健医療	283,993 (31.1)	290,521 (30.9)	6,528	2.3
家族	30,733 (3.4)	32,043 (3.4)	1,310	4.3
失業	11,871 (1.3)	12,482 (1.3)	612	5.2
住宅	3,611 (0.4)	3,762 (0.4)	151	4.2
生活保護その他	22,943 (2.5)	23,753 (2.5)	810	3.5

注) () 内は構成割合である。

響を与える「高齢」は3.2%の増加、「保健医療」は2.3%の増加を示した。

II 平成20年度社会保障財源の概要

- 1 平成20年度の社会保障収入総額は101兆5,378億円で、対前年度伸び率は1.1%の増加であった。なお、収入総額には、社会保障給付費の財源に加えて、管理費および給付以外の支出の財源も含まれる。
- 2 大項目では「社会保険料」が57兆4,476億円で、収入総額の56.6%を占めている。次に「公費負担」が32兆7,015億円で、収入総額の32.2%を占めている。
- 3 収入額の伸びを見ると、「国庫負担」が対前年度伸び率5.8%と大きく増加に寄与する一方で、「資産収入」の減少が対前年度伸び率

表3 項目別社会保障財源

	平成 19年度	平成 20年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 1,004,289 (100.0)	億円 1,015,378 (100.0)	億円 11,088	% 1.1
I 社会保険料	568,740 (56.6)	574,476 (56.6)	5,736	1.0
事業主拠出	272,010 (27.1)	273,261 (26.9)	1,251	0.5
被保険者拠出	296,730 (29.5)	301,215 (29.7)	4,485	1.5
II 公費負担	310,368 (30.9)	327,015 (32.2)	16,647	5.4
国	221,900 (22.1)	234,670 (23.1)	12,770	5.8
地方	88,468 (8.8)	92,345 (9.1)	3,878	4.4
III 他の収入	125,181 (12.5)	113,886 (11.2)	△11,295	△9.0
資産収入	20,363 (2.0)	7,601 (0.7)	△12,761	△62.7
その他	104,818 (10.4)	106,285 (10.5)	1,467	1.4

注) 1) () 内は構成割合である。

2) 「他の収入」については、公的年金制度等における運用実績により変動することに留意する必要がある。また、「その他」は積立金からの受入を含む。

では△62.7%と大きく、全体として対前年度比1.1%増にとどまった。

「社会保険料」については、「事業主拠出」が1,251億円（0.5%増）、「被保険者拠出」は4,485億円（1.5%増）増加した。「事業主拠出」、「被保険者拠出」の増加に最も影響を与えたのは、厚生年金である⁶⁾。これは、被保険者数減少の一方で、それ以上に保険料率の引き上げ⁷⁾による効果が上回ったためと考えられる。

「公費負担」については、対前年度比で「国」は5.8%の増加、「地方」は4.4%の増加を示した。「国」の増加に最も影響を与えた制度は、社会福祉（寄与率29.07%）、次いで老人保健・後期高齢者医療制度（寄与率26.08%）、厚生年金（寄

与率23.44%）である。社会福祉のうち、主として増加に寄与しているのは、子育て支援対策臨時特例交付金（厚労省、文科省分計）、障害者自立支援対策臨時特例交付金、妊婦健康診査臨時特例交付金である。つぎに、老人保健・後期高齢者医療制度については、国庫負担の割合が3分の1で老人保健制度当時と基本的には変わらない中、高齢者医療給付費が1.3%の伸びを示したことによる影響している。また、厚生年金に係る国庫負担増は、高齢化に伴う受給者数、および給付の増加によるものと考えられる⁸⁾。

「地方」の増加に最も影響を与えたのは、老人保健・後期高齢者医療制度（寄与率88.90%）、次いで介護保険（寄与率24.93%）、社会福祉（寄与率20.07%）である。老人保健・後期高齢者医療制度については、地方負担の割合が6分の1（都道府県12分の1、市町村12分の1）で老人保健制度当時と基本的には変わらない中、高齢者医療給付費が1.3%の伸びを示したことにより、「地方」も増加したものと考えられる。つぎに、介護保険については、制度改革は無く、給付が4.6%の高さで伸びたことにより、「地方」も増加（967億円増、4.94%増）したものと考えられる。社会福祉について、主として増加に寄与しているのは、障害者自立支援給付費負担金、介護給付費・訓練等給付費、児童保護費等である。

「資産収入」の減少には、主として地方公務員共済（寄与率66.16%、△8,443億円）、次いで農林共済（寄与率17.54%、△2,238億円）、国家公務員共済（寄与率14.22%、△1,815億円）が寄与している⁹⁾¹⁰⁾。

「その他」の増加に最も影響を与えたのは、農業者年金基金等（寄与率291.94%）、組合健保（寄与率200.33%）、国民年金（寄与率121.19%）である。このうち国民年金基金については積立金の繰入、農業者年金基金については新規借入金の受入によるものである。つぎに、組合健保については新たな前期高齢者納付金、後期高齢者支援金の負担に備えた繰入金の増加、また国民年金についても積立金の繰入が増加に寄与している。

第2部 分析編

I 社会保障給付費の国際比較性の向上をめぐるニーズ

2009年4月より新しい統計法が施行されることになったが、それに伴い、「公的統計の整備に関する基本的な計画」が閣議決定された。これは公的統計が「社会の情報基盤」としての役割を十分に果たすことを目指したものである。この閣議決定においては、福祉・社会保障を総合的に示す公的統計の整備が必要であること、現在の社会保障給付費と国民経済計算（以下SNAと表記）との整合性の向上が必要であることなどが指摘され、SNAを含めた各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上が求められることとなった。このような背景に基づき、社会保障給付費とSNAについて、どのような相違点があるか、また今後どのように改善していく必要があるのかということについて簡単に説明する。

我が国の社会保障に関する収入や支出を扱う統計としては、社会保障給付費とSNAが存在する。SNAは一国全体の経済活動について記述した統計であり、「統合勘定」「制度部門別所得支出勘定」「制度部門別資本調達勘定」「主要系列表」などに分け、消費や貯蓄、投資の大きさ、あるいは所得配分の状況、経済活動別の生産額などを明らかにしている。また経済主体を「非金融法人企業」「金融機関」「一般政府」「家計（個人企業を含む）」「対家計民間非営利団体」などに分けて、それぞれの経済活動の状況についても詳細を記述している。さらにSNAは、「付表」において、家計や政府の目的別支出の詳細も明らかにしている。特に付表9（一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係））と付表10（社会保障負担の明細表）は社会保障の状況について記述されており、付表9（一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係））では一般政府から家計へどのような給付がなされているか、付表10（社会保障負担の明細表）では雇

主や雇用者がどのように社会保障の負担を行っているのかということが記述されている。このように、SNAは社会保障給付費と並び、我が国の社会保障に関する収支を扱う重要な統計であり、それぞれ独立して整備がなされているが、両者は必ずしも一致せず、項目や値には相違がある。本稿においてはこれらの相違について簡単に説明を行うとともに、今後の課題についても触ることにする。

II 社会保障給付費とSNAの相違点

社会保障給付費は、名前の通り、社会保障に関する支出額・収入額が示されている統計である。一方SNAにおいても、付表9および付表10をはじめとして、社会保障に関する支出額・収入額が示されている。

もちろん広義では同じ「日本における社会保障」について扱っている以上、両者の値はある程度一致しているのが自然であると考えられる。しかし表4に見られるように、さまざまな考え方の違いなどにより、同様の項目があったとしても、必ずしも値が一致しているとは限らない。

表4は、社会保障給付費の第12表（平成19年度 ILO第19次社会保障費用調査による社会保障給付費 基礎表）および第13表（平成19年度 ILO第19次社会保障費用調査による社会保障財源 基礎表 II）とSNAの付表9および付表10をもとに作成した、社会保障に関する支出額・収入額（うち社会保険料）に関する、社会保障給付費とSNAとの対照表である。なお、すべての項目を列挙するには紙幅が足りないため、一部の要素のみを抜粋している。

表4からわかる通り、支出側はいずれの項目も、社会保障給付費とSNAではわずかながら数値のずれが発生している。また収入側も、厚生年金において値が一致しているものの、その他の項目ではわずかなずれが発生している。また厚生年金基金や石炭鉱業年金基金は、少なくとも社会保障関係の支出・収入を表すSNAの付表9および付表10では数値が計上されていない。さら

に、この表には掲載していないが、社会保障給付費においては公費負担額なども計上されているのに対し、SNAの付表10においては、純粋に保険料負担の部分のみが計上されている。

このように、社会保障給付費とSNAには値や項目など、さまざまな違いがあるが、これにはいくつかの理由が存在する。第1の理由は、現金主義と発生主義の違いである。社会保障給付費は毎年度の決算データなどに基づく集計を行っているため、現金主義をとっていることとなるのに対し、SNAは発生主義により値を求めている。したがって、これが値の相違を発生させる原因の1つとなっている。

第2の理由は、両者の性格の違いである。社会保障給付費は、各年度の決算データに基づく全体集計を通じて、社会保障に関連する費用や負担の全体像をとらえ、その規模や経年推移を示すことを目的としている。したがって、社会保障的な性格をもつ給付や財源について集計することが要求される。しかしSNAは一国経済全体を把握するためのものである。明らかに社会保障的な性格をもつ支出・収入がある一方で、社会保障的な側面をもつものの、企業や一般政府、あるいは金融機関の行動の一環ととらえられるものも存在する。重複を避けつつ集計を行えば、社会保障的な側面をもっていても、必ずしも社会保障に分類されるとは限らない項目が発生す

る。

例えばSNAにおいては、「社会保障基金」には、(1)政府による支配が行われていること、(2)社会の大きな部分を占めること、(3)強制的であること、の3つの要件がある。社会保障給付費に含まれている厚生年金基金や国民年金基金は、(1)と(3)を満たさないために、SNAにおける「社会保障基金」からは除外されるとの説明がなされている。

別の例を挙げよう。保育サービスの費用について、社会保障給付費では「社会福祉」に計上されているが、SNAでは公立保育所を「個別的非市場財・サービスの移転」に、私立保育所を「一般政府から対家計民間非営利団体への移転」にそれぞれ計上しているため、付表9や付表10には計上されない。また、教員の児童手当は、社会保障給付費においては「児童手当」に計上されている。しかしSNAにおいては、地方政府の政府最終消費支出に分類されるため、同じく付表9や付表10には計上されない。

他方、公費負担については、社会保障給付費においては財源の一部として扱われる。これは社会保障給付費が給付にかかる費用とその財源を漏れなく計上することを目的としていることによる。一方SNAの付表10は一般政府と家計との関係をとらえるものであるため、政府内部の移転である公費負担については計上されない。

表4 社会保障給付費とSNAとの比較対照表

(10億円)										
	政府管掌健康保険		組合管掌健康保険		国民健康保険		老人保健		介護保険	
	給付費	SNA	給付費	SNA	給付費	SNA	給付費	SNA	給付費	SNA
支出	4,233.5	4,320.0	3,284.0	3,493.3	8,801.8	8,812.8	10,280.7	10,293.3	6,305.3	6,296.7
収入	6,779.3	6,267.8	6,679.5	6,155.7	4,270.1	3,961.3	-	-	1,321.6	2,840.3
	厚生年金保険		厚生年金基金等				国民年金			
			厚生年金基金		石炭鉱業年金基金					
	給付費	SNA	給付費	SNA	給付費	SNA	給付費	SNA	給付費	SNA
支出	22,317.9	22,312.0	1,672.0	-	1.2	-	16,159.9	16,156.7		
収入	21,969.1	21,969.1	1,507.4	-	0.0	-	1,858.2	1,818.9		

注) 「政府管掌健康保険」はSNAにおいて「健康保険」、「老人保健」はSNAにおいて「老人保健医療」、「厚生年金保険」はSNAにおいて「厚生年金」と表記される。

出典) 『平成19年度社会保障給付費』第12表・第13表、『平成22年版国民経済計算年報』付表9・付表10をもとに筆者作成。

もちろん今後の改訂により、これまでのSNAの集計に係る考え方についても、その一部が変更される可能性はある。例えば浜田〔2003〕にあるように、従来、給付と負担にリンクのあるものについては社会保障基金から除外されていた。したがって、石炭鉱業年金基金などは社会保障基金には含まれていなかった。しかし今後は給付と負担のリンクがあったとしても、必ずしも社会保障基金から排除されないことになるため、石炭鉱業年金基金は社会保障基金に分類される予定である。なお、現在の検討では、厚生年金基金や国民年金基金は引き続き社会保障基金の対象とはならない方向にあり、社会保障給付費との間の整合性という観点からは、わかり易い説明が求められるところである。

ここまで2つの理由を挙げ、社会保障給付費とSNAで値の相違が発生する理由を説明してきたが、特に第2の理由は重要である。何を社会保障に分類するか、またその基準は何か、ということについては、それぞれの考え方に基づくものであり、何が正しいのかということをきめるこ

とは難しい。しかし一方で、同じような項目でありながら全く異なる値になっているのは、統計を利用する立場としては混乱を招くのではないかとの指摘も見られる。ただし、社会保障給付費とSNAとの間には、先ほど2つの理由として述べたような違いもあるため、両者の集計の考え方や整理を形式的に揃えようすることはやはり困難であると考えられる。したがって、統計上の目的や使途に応じて、両者の間で合理的と考えられる相違についてはその理由をユーザーに対してわかり易く説明していくとともに、相互の整合性を図っていくという対応こそが望ましいのではないか。当研究所としても、社会保障給付費の基幹統計化に向けた検討を進めるに際しては、このような基本認識に立って、SNAとの間の整合性の向上という要請に取り組んでいく考えである。

最後に、現在、内閣府においては、政府支出の機能別分類であるCOFOG (Classification Of the Functions Of Government) (表5)について、従来の1桁分類に基づき10項目の値を公表し

表5 COFOG (政府の機能別分類) 二桁分類のイメージ

一桁分類		
01	General public services	一般公共サービス
02	Defence	防衛
03	Public order and safety	公共の秩序・安全
04	Economic affairs	経済業務
05	Environment protection	環境保護
06	Housing and community amenities	住宅・地域アメニティ
07	Health	保健
08	Recreation, culture and religion	娯楽・文化・宗教
09	Education	教育
10	Social protection	社会保護
二桁分類		
10.1	Sickness and disability	傷病と障害
10.2	Old age	老齢
10.3	Survivors	遺族
10.4	Family and children	家族・児童
10.5	Unemployment	失業
10.6	Housing	住宅
10.7	Social exclusion n.e.c.	その他の社会的排除
10.8	R&D Social protection	研究・開発（社会保護）
10.9	Social protection n.e.c.	その他の社会保護

資料) UN <http://unstats.un.org/unsd/cr/registry/regcst.asp?Cl=4> (2010年11月7日)

上記より一部抜粋して翻訳。

ていたところを、新たに2桁分類に対応することを目指して作業が行われている。他方、平成21年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」では、社会保障給付費の基幹統計化に向けた検討を進めるに際して、内閣府との連携が求められている。SNAにおけるCOFOG 2桁分類化作業に際しても、当研究所が有するOECDのSOCXデータの政策分野別分類の整理や考え方などを、参考情報として提供していくことなどを通じて、双方の集計に関する考え方方がより詳細なレベルで共有化されなければ、自ずと社会保障給付費とSNAとの間の整合性を図る方向に議論が進展するものと期待されるところである。

注

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所（2010a），同内容は研究所ホームページに全文掲載している。
なお、本稿第1部では、日本の結果のみを扱い、国際比較については別稿（国立社会保障・人口問題研究所2010b）に解説を掲載した。
- 2) 平成20年度4月より老人保健制度から後期高齢者医療制度へ移行したにもかかわらず、「老人保健・後期高齢者医療制度」として、老人保健を残す表記としている理由は、平成20年度決算には老人保健制度の平成20年度3月分の医療給付額等を含むためである。
- 3) 平成19年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率は0.0%であった。したがって、平成20年度において物価スライドは実施されなかった。
- 4) 老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢（男子）は、平成18年度62歳、平成19年度63歳、平成20年度63歳。
- 5) 障害者自立支援対策臨時特例交付金は平成18年度に最初の基金造成があり、平成20年度はその積み増し（855億円）である。
- 6) そのほか、「被保険者拠出」の増加に寄与が大きかったのは、老人保健・後期高齢者医療制度であるが、高齢者本人から保険料負担を求める制度の創設により、現役世代からの被保険者拠出（および事業主拠出）を軽減させる効果も生じるため、全体としてどの程度の寄与度であつ

たかは、社会保障給付費の集計に際して現在得られているデータのみでは直ちには判断できない。

- 7) 平成20年10月1日より14.996%から15.530%へ引き上げられた。
- 8) 平成20年度の国庫負担割合は平成19年度と変わらず、3分の1に32/1,000を加えた割合（約36.5%）である
- 9) ただし、いずれも簿価ベースである。平成20年5月の社会保障審議会年金数理部会などにおいては、各共済組合の運用収入を「参考数値」として時価ベースで推計しており、当該推計によれば平成20年度は国共済、地共済、私学共済についても赤字が計上されている。
- 10) なお、厚生年金、厚生年金基金、国民年金、農業者年金基金等、存続組合については、運用収益よりも損失が上回っている。しかし、社会保障給付費の集計においては、これらの「運用収益よりも損失が上回る制度」については「両者の相殺額を運用損失に計上する」という整理としているため、いずれも資産収入はゼロになっており、当該年度における「資産収入」の減少要因としてはとらえていない。

参考文献

- 国立社会保障・人口問題研究所（2010a）『平成20年度社会保障給付費』
[\(http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/kyuhuh20/siryou.html\)](http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/kyuhuh20/siryou.html)
 　　（2010b）「社会保障の国際比較統計－SOCX2010ed.の解説と国際基準の動向－」『海外社会保障研究』173号。
- 総務省（2009）「公的統計の整備に関する基本的な計画」（閣議決定）
[\(http://www.soumu.go.jp/main_content/000011360.pdf\)](http://www.soumu.go.jp/main_content/000011360.pdf)
- 内閣府経済社会総合研究所（2010）『平成22年版国民経済計算年報』
- 浜田浩児（2003）「ILO基準社会保障費との比較で見たSNA社会保障統計」，ESRI Discussion Paper Series No.49，内閣府経済社会総合研究所

（ひがし・しゅうじ 企画部長）
 （かつまた・ゆきこ 情報調査分析部長）
 （たけざわ・じゅんこ 企画部研究員）
 （さとう・いたる 社会保障基礎理論研究部研究員）